

南公園整備事業

基本協定書（案）

令和5年5月

岡崎市

**南公園整備事業  
基本協定書（案）  
目次**

第1条	目的 .....	3
第2条	当事者の義務 .....	3
第3条	SPCの設立 .....	3
第4条	株式の譲渡等 .....	4
第5条	業務の委託・請負 .....	4
第6条	事業契約 .....	4
第7条	準備行為 .....	5
第8条	事業契約の不調 .....	5
第9条	談合防止 .....	6
第10条	賠償金 .....	6
第11条	有効期間 .....	7
第12条	秘密保持等 .....	7
第13条	管轄裁判所 .....	8
第14条	誠実協議 .....	8
別表（関係）	.....	10
別紙1（関係）	.....	11

# 南公園整備事業

## 基本協定書（案）

【事業名称である南公園整備事業は、令和5年3月の議会において確定した事業名称となる】

南公園整備事業（以下「本事業」という。）に関して、岡崎市（以下「市」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「代表企業」という。）を代表企業とする\_\_\_\_\_グループを構成する末尾当事者（構成企業）欄に記名押印する各社（以下、個別に又は総称して「構成企業」という。）及び末尾当事者（協力企業）欄に記名押印する各社（以下、個別に又は総称して「協力企業」という。）は、以下のとおり、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

### 第1条 目的

本協定は、本事業に関し、市が令和5年4月に公表した「南公園整備事業募集要項」（その後の修正及び当該募集要項に関する質問に対する回答として公表された回答結果を含む。）（以下「本募集要項」という。）に基づき、[●]グループが優先交渉権者として選定されたことを確認し、本事業により整備、改修される施設（公園施設に係る付属施設及び周辺施設を含む。）の設計・建設業務、維持管理業務及び運営業務に関する事項並びにそれらに付随関連する事項に関し、構成企業が設立する本事業の実施のみを目的とする特別目的会社（Special Purpose Company（以下「SPC」という。）と市との間の事業契約書（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、市、構成企業及び協力企業のそれぞれの義務について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 当事者の義務

市及び構成企業は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。構成企業及び協力企業は、事業契約の締結のための協議において、本事業の応募手続における市及び審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重する。

### 第3条 SPC の設立

- 1 構成企業は、本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号）（その後の変更を含む。以下「会社法」という。）に定める株式会社としてSPCを岡崎市内に設立し、その商業登記履歴事項全部証明書の原本及び最新の定款の原本証明付写しを市に提出する。構成企業は、SPCの本店所在地が変更される場合、SPCから市に対し、事前に書面により通知させる。ただし、構成企業は、SPCの本店所在地を岡崎市外に移転させず、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しない。
- 2 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類とし、構成企業は、SPCの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを市の事前の書面による承諾なくして削除

又は変更しない。

- 3 SPC の設立に当たり、構成企業はいずれも必ず出資し、かつ、代表企業は、SPC の株主中で最大の出資額で出資する。また、本事業の終了に至るまで、構成企業は、その SPC における議決権保有割合の合計が SPC の議決権総数の 50%超であり、かつ、代表企業の SPC に係る議決権保有割合が SPC の株主中で最大の議決権保有割合となるように維持し、構成企業以外の第三者に対し、株式譲渡又は新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行その他の方法により資本参加を認めることはできない。
- 4 構成企業は、株主間契約（SPC の全株主又は一部の株主の間で SPC における株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関する契約をいう。）を締結又は締結後に変更した場合には、速やかに、その写しを市に提出する。また、構成企業は、株主間契約が終了した場合には、速やかに、市に対してその旨を書面により通知すること。

#### 第4条 株式の譲渡等

- 1 構成企業は、本事業の終了に至るまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する SPC の株式を第三者に譲渡してはならず、担保権を設定し又はその他の処分をしない。ただし、構成企業は、第3条第3項が遵守される限り、その保有する SPC の株式を他の構成企業に対して譲渡することができる。構成企業は、本項ただし書に基づき SPC の株式を譲渡した場合、速やかに、かかる株式譲渡を行った旨及び当該株式譲渡後の SPC の株主構成を市に書面により通知する。
- 2 構成企業は、市が事業契約に基づき SPC の株式を譲渡させる措置を選択した場合において、その旨の通知を市から受領したときは、その保有する SPC の株式の全てを、法令に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡しなければならない。

#### 第5条 業務の委託・請負

- 1 構成企業及び協力企業の本事業における役割は別表のとおりとし、それぞれ SPC から業務を請け負い又は業務の委託を受けるものとする。
- 2 構成企業は、事業契約の成立後速やかに、SPC をして、前項の定めるところに従って業務を受託し又は請け 負う各当事者との間で、それぞれ業務委託契約、請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結させ、締結後速やかに、その契約書等の写しを市に提出させる。
- 3 各構成企業及び協力企業は、第1項の定めるところに従って委託を受け又は請け負った各業務をそれぞれ自ら誠実に遂行するものとし、また、他の当事者をして、当該当事者が委託を受け又は請け負った各業務を遂行させる。

#### 第6条 事業契約

- 1 市及び構成企業は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本協定締結後、令和6年1月上旬から1月下旬を目途として、岡崎市議会に対する事業契約の議決に係る 議案提出日までに、市と SPC の間で締結させる。
- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について岡崎市議会の議決を得たのちに本契約として成立するものとする。

- 3 前二項の定めにかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、構成企業又は協力企業のいずれかが次の各号に定める事由のいずれかに該当するに至った場合、市は、事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる。ただし、かかる場合であっても、代表企業を除く構成企業又は協力企業につき次の各号のいずれかの事由が生じた場合であって、参加資格要件を満たす範囲で当該事由の生じた構成企業又は協力企業を離脱又は変更させることで本事業の円滑かつ確実な遂行に支障がないと市が認めた場合は、市は、事業契約に関し、仮契約を締結し、本契約を成立させることができる。
- (1) 構成企業又は協力企業が、募集要項等における応募者の制限に該当するに至ったとき又は応募者の制限に該当していたことが判明したとき。
  - (2) 構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠くこととなったとき又は参加資格要件を欠いていたことが判明したとき。
- 4 市、構成企業及び協力企業は、事業契約成立後も、本事業の遂行のために協力する。
- 5 各構成企業は、市と SPC との事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙に定める書式による出資者誓約書を作成して市に提出する。

## 第7条 準備行為

- 1 事業契約成立前であっても、構成企業及び協力企業は、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で構成企業及び協力企業に対して協力する。
- 2 構成企業及び協力企業は、事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を SPC に承継させる。

## 第8条 事業契約の不調

- 1 事業契約の締結に至らなかった場合（市議会において、債務負担又は事業契約の締結の議決が得られなかった場合を含む。以下本条において同じ。）は、構成企業若しくは協力企業の責めに帰すべき事由によるとき又は市の責めに帰すべき事由によるときを除き、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合は、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、全て構成企業が連帯して負担する。
- 3 構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかったときであって、市による請求があった場合、構成企業は、本事業に係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担する。
- 4 市の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合は、既に市が本事業の準備に関して支出した費用について、市の負担とするほか、既に構成企業が本事業の準備に関して支出した費用についても、合理的な範囲において市が負担する。

## 第9条 談合防止

- 1 市は、いずれかの構成企業又は協力企業が本事業の事業者選定に関して次の各号のいずれかに該当したときは、事業契約を締結せず又は事業契約の仮契約を解除することができるものとし、このため構成企業及び協力企業に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。
  - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、若しくは構成企業又は協力企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業又は協力企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業又は協力企業若しくは構成企業又は協力企業が構成事業者である事業者団体（以下、「構成企業等」という。）に対して行われたときは、構成企業等に対する命令で確定したものをいい、構成企業等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の事業者選定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に提案書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 構成企業又は協力企業（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 構成企業又は協力企業（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

## 第10条 賠償金

- 1 構成企業又は協力企業は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、市が事業契約を締結するか否か又は事業契約の仮契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、本事業に係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の2に

相当する額を、市が指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 構成企業又は協力企業は、前条各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、本事業に係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
  - (1) 前条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
  - (2) 前条第4号に規定する刑に係る確定判決において、当該構成企業又は協力企業が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 当該構成企業又協力企業が市に岡崎市談合情報対応マニュアル様式第3号の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、構成企業及び協力企業に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、構成企業及び協力企業は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。

## 第11条 有効期間

- 1 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約が終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束する。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了する。ただし、本協定の終了後も、第8条、第12条、第13条及び第14条の定めは有効とする。

## 第12条 秘密保持等

- 1 市、構成企業及び協力企業は、本協定又は本事業に関連して他の当事者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、当該秘密情報を提供した者の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれない。
  - (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に市、構成企業及び協力企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 市、構成企業及び協力企業が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報第1項の定めにかかわらず、市、構成企業及び協力企業は、次の場合には秘密情報の提供者の承諾を要することなく、秘密情報の提供者に対する事前の書面による通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、秘

密情報の提供者に対する事前の書面による通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の書面による通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 市、構成企業又は協力企業につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合
- 4 市は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 構成企業及び協力企業は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、市の定める諸規定を遵守する。

### **第13条 管轄裁判所**

市、構成企業及び協力企業は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

### **第14条 誠実協議**

本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、市、構成企業及び協力企業が誠実に協議して定める。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を[●]通作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(市)

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長 中根 康浩

(構成企業)

(代表企業)

[所在地]

[商号]

[代表者]

[所在地]

[商号]

[代表者]

(協力企業)

[所在地]

[商号]

[代表者]

[所在地]

[商号]

[代表者]

## 別表（第5条関係）

本事業での役割（実施する業務）	企業名
本公園の設計	
本公園の建築工事	
本公園の土木工事	
本公園の工事監理（建築）	
本公園の工事管理（土木）	
本公園の維持管理	
本公園の運営	

別紙 1 (第 6 条関係)

出資者誓約書様式

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

岡崎市

岡崎市長 中根 康浩 様

出資者誓約書

岡崎市及び\_\_\_\_\_ (以下「事業者」といいます。)の間において令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日付で仮契約が締結された南公園整備事業 (以下「本事業」といいます。)に係る事業契約書 (以下「事業契約」といいます。)に関して、\_\_\_\_\_ (以下「代表企業」といいます。)を代表企業とする\_\_\_\_\_グループの構成企業である代表企業、\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_及び\_\_\_\_\_ (以下総称して「当社ら」といいます。)は、本書の日付をもって、岡崎市に対して下記第 1 項及び第 2 項に定める事項を表明及び保証し、下記第 3 項乃至第 8 項に定める事項を誓約致します。

記

- 1 事業者が、令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) (その後の変更を含みます。)上の株式会社として適法に岡崎市内に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。また、事業者の設立日以降、上記設立について無効の訴え、決議無効・取消の訴え、不存在確認の訴えは係属しておらず、それらのおそれもないこと。
- 2 事業者の発行済株式総数は、\_\_\_\_\_株であり、そのうち\_\_\_\_\_%に相当する株を、当社らが保有し、そのうち、\_\_\_\_\_株は代表企業が、\_\_\_\_\_株は\_\_\_\_\_が、株は\_\_\_\_\_が、\_\_\_\_\_株は\_\_\_\_\_が保有していること。
- 3 当社らの事業者における議決権保有割合の合計が事業者の議決権総数の 50%超であり、かつ、代表企業の事業者に係る議決権保有割合が事業者の株主中で最大の議決権保有割合となるように維持し、当社ら以外の第三者に対し、株式譲渡又は新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行その他の方法による資本参加を認めず、かつ、資本参加させないこと。
- 4 当社らが保有する事業者の株式を、第三者に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、その旨を岡崎市に対して事前に書面により通知し、岡崎市から事前の書面による承諾を得たうえで、かかる承諾を得て当該処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該処分の相手方作成に係る岡崎市所定の書式の誓約書を添えて岡崎市に対して提出すること。

- 5 当社は、第3項に定める事項が遵守される限り、その保有する事業者の株式を当社ら間で譲渡することができる。当社は、本項に基づき事業者の株式を譲渡した場合、速やかに、かかる株式譲渡を行った旨及び当該株式譲渡後の事業者の株主構成を岡崎市に書面により通知する。
- 6 第4項に規定する場合を除き、当社は、本事業が終了するときまで、事業者の株式の保有を第2項記載のそれぞれの保有割合（ただし、前項に基づき事業者の株式が譲渡された場合には、かかる株式譲渡後の保有割合とします。）で継続すること。
- 7 株主間契約（事業者の全株主又は一部の株主の間で事業者における株主の出資割合、議決権割合又は事業者の運営に関する契約をいいます。以下本項において同様とします。）を締結した場合（本書の日付において既に締結済みである場合を含みます。）又は締結後に変更した場合には、速やかに、その写しを岡崎市に提出すること。また、株主間契約が終了した場合には、速やかに、岡崎市に対してその旨を書面により通知すること。
- 8 当社は、本書に基づく表明及び保証又は誓約に違反があった場合は、直ちに岡崎市に書面により通知するとともに、岡崎市に生じた損害等を連帯して賠償又は補償すること。

以 上